

〔參照〕

昭和十五年九月二十日勅令第六百二十號國民體力法施行令抄録

國民體力法施行令の一部改正

國民體力法施行令(本誌第一卷第七號本欄所載)中一部改正は昭和十六年一月三十日付官報を以て公布を見たが、之を掲ぐれば次の如くである。

國民體力法施行令中改正

(昭和十六年一月二十九日勅令第一百八號)

國民體力法施行令中左ノ通改正ス

第七條及第十三條中「第十八條第一項」ヲ「第十八條第一項若ハ第二項」ニ改ム

第十八條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

陸軍又ハ海軍ニ使用セラルル被管理者ノ體力検査ニ付軍事上特ニ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ厚生大臣ニ協議シ當該事業場ノ長ヲシテ其ノ體力検査ヲ行ハシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ其ノ結果ヲ厚生大臣ニ通報スルモノトス

第十九條中「前條第一項」ヲ「前條第一項又ハ第二項」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時農地價格統制令並臨時農地等管理令の公布

農地價格統制並に農地管理に關する勅令要綱については本誌第二卷第一號本欄所報の如くであるが、兩勅令とも夫々昭和十六年一月三十日及二月一日付官報を以て公布を見るに到つた。之を掲ぐれば以下の如くである。

臨時農地價格統制令

(昭和十六年一月二十九日勅令第一百九號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十九條ノ規定ニ基ク農地ノ價格ニ關スル統制ハ宅地建物等價格統制令第五條第一項後段及第六條ノ場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條 農地ノ價格ハ當該農地ノ地租法ニ依ル貸賃價格ニ農林大臣ノ定ムル率ヲ乘ジテ得タル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ農林大臣前項ノ率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第一項ノ規定ニ依ル處分ハ前項ノ規定ニ依ル告示アリタル際現ニ農地ニ付存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ讓渡人ノ權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第四條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケ區域ヲ指定シ前條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定ムルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ前條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

前項ノ規定ニ依リ告示アリタルトキハ告示セラレタル率ヲ以テ前條ノ率ト看做ス

第二項ノ規定ニ依ル處分ハ第二項ノ規定ニ依ル告示アリタル際現ニ農地ニ付存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ讓受人ノ權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第五條 地租法ニ依ル賃賃價格ナキ農地ヲ讓渡ス場合ニハ其ノ價格ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テハ農地ノ價格ハ同項ノ規定ニ依ル認可アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

第六條 地方長官ハ第三條第一項但書ノ規定ニ依ル許可又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル認可ニ關スル處分ニシテ重要ナルモノニ付テハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス地方長官第四條第一項ノ規定ニ依リ第三條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定メントスルトキ亦同ジ

第七條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條又ハ第五條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ農地ノ價格ニ關シ報告ヲ

徵シ又ハ當該官吏ヲシテ農地其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類ソノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第九條 第三條及第四條ノ規定ハ樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

第六條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

本令中地租法ニ依ル賃賃價格トアルハ朝鮮ニ在リテハ地稅令ニ依ル地價、臺灣ニ在リテハ臺灣地租規則ニ依ル租率トス

本令中農林大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長

官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附則

本令ハ昭和十六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第五條ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ農地ニ付存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ讓受人ノ權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

(參照)

昭和十三年四月一日公布 法律第五十五號國家總動員法 抄録

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

昭和十三年五月四日勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル國家總動員員ニ關スル件ナリ

臨時農地等管理令

(昭和十六年一月三十一日勅令第四百十四號)

第一條 國家總動員員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十三條第一項及第三項ノ規定ニ依ル食糧農産物等ノ生産ヲ確保スル爲ニ爲ス農地又ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ノ管理ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者(以下權利者ト稱ス)其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ地方長官(農林大臣特ニ定メタルトキハ農林大臣)ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第四條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 國又ハ道府縣ガ權利者タル場合

二 主務大臣又ハ地方長官ノ命令、免許、許可、認

可其ノ他ノ處分ニシテ農林大臣ノ定ムルモノニ依

リテ爲ス工事又ハ施設ノ爲ニ農地ヲ使用スル場合

三 土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地又ハ之ニ要

スル權利ヲ收用又ハ使用シタル場合ニ於テ當該收

用又ハ使用ニ係ル農地ヲ其ノ目的ニ供スル場合

四 第五條ノ規定ニ依ル許可ニ係ル農地ヲ其ノ目的

ニ供スル場合

五 前各號ノ外農林大臣ノ定ムル場合

第五條 農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲其ノ所有

權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル

者ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ地方長官（農林大臣

特ニ定メタルトキハ農林大臣）ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第六條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ

ハ之ヲ適用セズ

一 國又ハ道府縣ガ農地ノ所有權、賃借權、地上權

其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

二 主務大臣又ハ地方長官ノ命令、免許、許可、認

可其ノ他ノ處分ニシテ農林大臣ノ定ムルモノニ依

リテ爲ス工事又ハ施設ノ爲ニ農地ノ所有權、賃借

權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

三 土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地又ハ之ニ關

スル權利ヲ收用又ハ使用セントスル場合

四 前各號ノ外農林大臣ノ定ムル場合

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ農地ノ面

積五千坪ヲ超ユルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ

主務大臣ニ在リテハ農林大臣ト協議シ、其ノ他ニ在

リテハ其ノ事項ノ主務大臣ヲ經由シ農林大臣ノ承認

ヲ受クベシ但シ軍機保護上支障アル事項ニ付テハ此

ノ限リニ在ラス

一 行政廳國ガ權利者タル農地ヲ耕作以外ノ目的ニ

供セントスル場合

二 行政廳國ノ事業又ハ本施設ニ關シ農地ヲ耕作以

外ノ目的ニ供スル爲農地ノ所有權、賃借權、地上

權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

三 行政官廳土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地ヲ

耕作以外ノ目的ニ供スル爲農地又ハ之ニ關スル權

利ノ收用又ハ使用ニ付事業ノ認定ヲ爲シ又ハ許可

ヲ爲サントスル場合

四 主務大臣又ハ地方長官第四條第二號又ハ第六條

第二號ニ規定スル命令、免許、許可、認可其ノ他

ノ處分ヲ爲サントスル場合

左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ農地ノ面積五千

坪ヲ超ユルトキハ北海道廳長官又ハ府縣知事ハ農林

大臣ノ定ムル事項ニ付農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

一 道府縣ガ權利者タル農地ヲ道府縣ガ耕作以外ノ

目的ニ供セントスル場合

二 道府縣其ノ事業又ハ施設ニ關シ農地ヲ耕作以外

ノ目的ニ供スル爲農地ノ所有權、賃借權、地上權

其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

前二項ノ規定ニ依リ協議又ハ承認ハ農林大臣ノ定ム

ル場合ニハ之ヲ要セズ

第八條 地方長官必要アリト認ムルトキハ道府縣農地

委員會又ハ市町村農地委員會ヲシテ農地ノ權利者ニ

對シ其ノ農地ノ耕作ニ關シ勸告セシムルコトヲ得

地方長官必要アリト認ムルトキハ農地ノ權利者ニ對

シ其ノ農地ヲ地方長官ノ適當ト認ムル者ヲシテ耕作

セシムル爲貸貸其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ

得

前項ノ命令アリタル場合ニ於テハ農地ノ權利者ハ賃

貸料其ノ他ノ事項ニ關シ前項ノ者ト協議スベシ協議

調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ地方長官

ノ裁定スル所ニ依ルベシ

第九條 前條ノ規定ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル

土地ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付之ヲ準用ス

第十條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキ

ハ農地ノ權利者ニ對シ一般的ニ農作物ノ種類、地域

其ノ他ノ事項ヲ指定シテ作付ヲ制限又ハ禁止スルコ

トヲ得

地方長官必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ定ムル

所ニ依リ特定ノ農地ノ權利者ニ對シ農作物ノ種類其

ノ他ノ事項ヲ指定シテ作付ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 農林大臣又ハ地方長官ハ第三條若ハ第五條

ノ規定ニ依リ許可ニ關スル處分又ハ第八條第二項

（第九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ命

令ニシテ事業ノ重要ナルモノニ付テハ道府縣農地委

員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス

前條ノ規定ニ依リ命令ニシテ事業ノ重要ナルモノニ

付テハ農林大臣ニ在リテハ農林計畫委員會、地方長

官ニ在リテハ道府縣農會其ノ他地方長官ノ適當ト認

ムルモノノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十二條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條又ハ

第五條ノ制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償

スベキ損失ハ第十條第三項ノ規定ニ依リ處分ニ因ル

通常生ズベキ損失トス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スベシ

第十四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ農地若ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ農地若ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十五條 第八條乃至第十條ノ規定又ハ之ニ基ク命令ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ農地又ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ノ權利者ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第十六條 第七條第一項及第二項中五千坪トアルハ臺灣ニ在リテハ一甲トス

第八條第一項中道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹又ハ邑面長、臺灣ニ在リテハ市長又ハ街庄長、樺太ニ在リテハ支廳長又ハ市町村長、南洋群島ニ在リテハ支廳長トス

第十一條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

本令中主務大臣トアルハ朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ノ所管事項ニ關シテハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官ト

アリ又ハ北海道廳長官又ハ府縣知事トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十三年 四月一日公布 法律第五十五號國家總動員法抄録

第十三條第一項及第三項

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、

第十條、第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通若ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタ

ル損失ヲ補償ス

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

昭和十三年 五月四日 勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件ナリ

厚生省衛生局の營養食調査

厚生省衛生局に於ては銃後國民の營養改善に資せんがため營養研究所（現在は厚生科學研究所の一部となる）の研究結果を基礎として「營養改善の要なる冊子を刊行したが、その一部を再録すれば以下の如くで、國民食問題の昨今論議せらるゝ折その一基礎資料として參考となるところ尠くないと考へられる。

營養の改善に就て

(一) 食は生活の最大必要事である

「生命は食に在り」と謂はれて居る。單り生命の維持に食が絶對必要であるばかりでなく、日常の食生活の適正なるか否かは、健康の増進、體力の強化、壽命の延長等に至大の關係を有し、營養の改善は國民體位の向上、人的資源の充實の上に一日も忽せにし得ざる所である。又、吾々が社會人として生活して行く上に、絶對必要條件とされて居る衣食住に對し、消費せらるゝ夫々の支出の割合は、食に對する經費が最も大であつて、一般の所謂中産階級の家庭に於ては、食費が全支出の凡そ五〇%にも及び、それ以下の家庭では、更に高率を示し、普通人が想像して居る以上に上るのであ